

足寄町農業委員会
第10回総会会議録

自 令和7年12月26日

至 令和7年12月26日

足 寄 町 農 業 委 員 会

令和7年12月26日 第10回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後 1時30分

閉会 午後 1時45分

1 出席委員

1番 伊藤 力	2番 兼古 照夫	3番 上妻 良一
4番 佐藤 伸哉	5番 餌取 靖徳	6番 人見 華代
7番 遠國 和宏	8番 大平 哲信	9番 葛西 香織
10番 (欠番)	11番 宮口 孝治	12番 松田 博幸

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長	加藤 勝廣
事務局次長	留田 篤史
総務主査	餌取 秀和
総務主任	小尾 直一

○議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	会議録署名委員の指名について
日程第 3	報告第1号 農用地利用集積計画（継続）について
日程第 4	報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動 （相続）について
日程第 5	議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の 規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要 請について
日程第 6	議案第2号 土地の現況証明書下付について
日程第 7	議案第3号 令和8年度農業振興等に関する要望書について

第10回農業委員会総会

令和7年12月26日

開会 午後 1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和7年度第10回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、全員の出席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、4番佐藤伸哉委員、5番餌取靖徳委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農用地利用集積計画(継続)について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農用地利用集積計画(継続)について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第2項の規定及び農用地利用集積計画の共通事項の

ただし書きにより、別紙のとおり37件の農用地利用集積計画における利用権の設定の継続を行いましたので報告します。

以上で、報告を終わります

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで報告済みとします。

(報告第2号)

○議長 「報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について、相続人より通知がありましたので、報告します。

本件は、父の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和7年4月26日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです
なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります

○議長 本件については、ただいま事務局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)を定めるべき旨の要請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)を定めるべき旨の要請について、ご説明申し上げます。

こちらは、7月総会に上程させていただきましたが、問題が生じたため公益社団法人北海道農業公社への要請を取り下げたことから、再度今総会にて農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地利用集積等促進計画(案)に定める農用地等の内容を、公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。こちらは、農地売買等事業による即売りタイプについてです。

上段が農地中間管理機構による買い入れ、下段が同機構による売り渡しとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町螺湾

57番地4ほか10筆、計11筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、原野、現況は畑です。

面積につきましては、117,844㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑等を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、13,525,000円で、10アール当たり114,800円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、地域計画区域内の農用地であるため、農業経営基盤強化促進法第21条に基づき、農地中間管理機構への利用権の設定等をおこなうものです。

受け手は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この売買は適法と判断しました。

2番を説明します。こちら、農地売買等事業による即売りタイプについてです。

上段が農地中間管理機構による買い入れ、下段が同機構による売り渡しとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町螺湾

56番地13ほか9筆、計10筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑、現況は畑です。

面積につきましては、78,436㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑等を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、7,085,000円で、10アール当たり90,300円

で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、地域計画区域内の農用地であるため、農業経営基盤強化促進法第21条に基づき、農地中間管理機構への利用権の設定等をおこなうものです。

受け手は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この売買は適法と判断しました。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま事務局長説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町喜登牛543番で、計1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

2番を説明します。願出人、所有者の住所

氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別432番12で、計1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。6番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、12月3日、私と遠國委員、佐藤委員、事務局で現地調査を実施し、現地確認を行いました。

現地は、原野の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細につきましては、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 令和8年度農業振興等に関する要望書について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、令和8年度農業振興等に関する要望書について、ご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第38条(関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出)

の規定に基づき、足寄町長渡辺俊一氏に対し、「令和8年度農業振興等に関する要望書」を提出するため、審議を求めるものです。

要望書の内容について、説明します。

町に対する農業施策等の要望について、1. 農業委員の報酬の引き上げ、2. 有害鳥獣被害防止対策の強化、3. 酪農・畜産・畑作対策の推進、4. 農業委員会予算の確保及び事務局体制の強化を要望しています。

なお、詳細につきましては、令和7年11月28日開催の全員協議会で説明済みですので、省略します。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、ご質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、新年早々、足寄町長渡辺俊一氏に、令和8年度農業振興等に関する要望書を手渡すとともに、足寄町議会議員に、その旨、通知することとします。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和7年度第10回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時45分 閉会

議 長

松田博幸

農業委員

佐藤 伸哉

農業委員

餌取 清徳